

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

### 公告

○公共測量の実施(五件).....(都市整備局都市基盤部調整課)...

○開発行為に関する工事完了(二件).....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)...

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....(産業労働局商工部地域産業振興課)...

## 告示

### ●東京都告示第十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、福生市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 福生市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)

三 測量の区域 福生市地内

四 測量の期間 平成三十年十二月一日から平成三十一年三月二十二日まで

### ●東京都告示第十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、羽村市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 羽村市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 羽村市地内
- 四 測量の期間 平成三十年十二月一日から平成三十一年三月二十二日まで

### ●東京都告示第十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、あきる野市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 あきる野市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 あきる野市地内
- 四 測量の期間 平成三十年十二月一日から平成三十一年三月二十二日まで

### ●東京都告示第十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、瑞穂町長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 瑞穂町
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 瑞穂町地内
- 四 測量の期間 平成三十年十二月一日から平成三十一年三月二十二日まで

### ●東京都告示第十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、日の出町長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年一月八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 日の出町
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 日の出町地内
- 四 測量の期間 平成三十年十二月一日から平成三十一年三月二十二日まで

## 公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年一月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

立川市一番町五丁目三番三、同番十三及び同番二十三

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

代表取締役 加賀美 誠

立川市柴町二丁目十三番四、同番四地先及び同番七

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

代表取締役 加賀美 誠

羽村市羽西一丁目千六百三十四番四及び千六百三十七番一

福生市加美平二丁目十四番一

株式会社山一建設

国分寺市内藤一丁目二十番十九、同番十九地先、同番二十四から同番二十三まで、同番二十四の一部、同番二十五、二十一、九、二十二番十一、二十四番五、同番二十二から同番二十四まで及び同番二十六

小金井市緑町二丁目一番三十四号

大和ハウス工業株式会社

支配人 坂井 淳一

国分寺市内藤一丁目二十四番地一

内藤 初枝

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年一月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

東久留米市金山町一丁目九百二十三番一から同番三まで

東大和市仲原三丁目十九番地の五

株式会社アデアホーム

小平市小川町一丁目千百十七番二十三、同番二十三地先、千百十九番一、千百二十番、同番地先及び千百二十一番一

小平市鈴木町一丁目四百七十二番地四十

代表取締役 久保木昌吉

多摩市桜ヶ丘四丁目十三番三、同番九及び同番十

神奈川県川崎市多摩区宿河原二丁目二十六番一号

株式会社TAKI HOUSE

東村山市久米川町二丁目三十五番四十六、同番四十六地先、三十六番十一の一部及び同番五十九

西東京市東伏見三丁目六番十九号

代表取締役 奥山 武志

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十一年一月八日

東京都知事 小池 百合子

府中駅高架下店舗

一 店舗名

二 店舗所在地 府中市府中町一丁目三番地の五ほか

三 設置者名 京王電鉄株式会社

四 意見

ア 聴取者 府中市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年十二月四日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間

平成三十一年一月八日から同年二月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行 東京都 府中駅高架下店舗

発 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定 価 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 郵便番号 113-0001 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)